

平成23年度に実施する特定保険医療材料価格調査（本調査）について（案）

1. 趣旨

材料価格基準改正の基礎資料を得ることを目的として、特定保険医療材料について、保険医療機関、歯科技工所及び保険薬局に販売する医療機器販売業者の販売価格及び一定率で抽出された医療機関等での購入価格を調査。

2. 調査期間

平成23年〇月から同年〇月取引分を対象とし、平成23年〇月〇日から同年〇月〇日の間で実施（ただし、ダイアライザー、フィルム、歯科材料及び保険薬局調査分については、平成23年〇月取引分のみを対象）。

3. 調査の対象及び客体

（1）販売サイド調査

保険医療機関、歯科技工所及び保険薬局に特定保険医療材料を販売する医療機器販売業者の全数。

調査客体数 約6,400客体

（2）購入サイド調査

① 病院、一般診療所（歯科診療所を除く。以下同じ。）の全数を対象とし、以下のように抽出された病院及び一般診療所を客体とする。

ア 病院の全数から、層化無作為抽出法により4分の1の抽出率で抽出された病院

調査客体数 約2,200客体

イ 一般診療所の全数から、層化無作為抽出法により80分の1の抽出率で抽出された一般診療所

調査客体数 約1,300客体

② 歯科診療所の全数から、層化無作為抽出法により60分の1の抽出率で抽出された歯科診療所

調査客体数 約1,150客体

③ 歯科技工所の全数から、層化無作為抽出法により60分の1の抽出率で抽出された歯科技工所

調査客体数 約110客体

④ 保険薬局の全数から、層化無作為抽出法により30分の1の抽出率で抽出された保険薬局

調査客体数 約1,600客体

4. 調査事項

材料価格基準に記載されている特定保険医療材料の品目ごとの販売（購入）価格及び販売（購入）数量を調査。

5. 東日本大震災の影響による調査票配布時等の配慮

- (1) 調査客体となる医療機器販売業者及び病院等のうち、下記の区域等に所在するものに対しては、調査票の発送は行わない。
- ① (社)日本損害保険協会が津波や火災によって甚大な被害(流失や焼失)のあった街区として認定した全損地域
 - ② 郵便事業(株)によって郵便物等の配達困難地域となっている区域
 - ③ 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第15条第3項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域となった地域
 - ④ 同法第20条第3項の規定による計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている区域
- (2) 調査客体となる医療機器販売業者及び病院等のうち、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第3項に規定する特定被災区域に所在するものに対しては、調査協力の了承を得た上で、調査を実施する。
- (3) 有効回答の集計・分析の際に、被災区域に所在する調査客体からのデータを除いた集計を別途行うなどの措置を必要に応じ講じる。

(参考1) 前回本調査における岩手県、宮城県、福島県の調査客体数

	岩手県	宮城県	福島県	合計	全調査客体数
医療機器販売業者	162	227	133	522 (8.2%)	6,368
病院	22	37	37	96 (4.4%)	2,195
一般診療所	11	17	19	47 (3.7%)	1,261
歯科診療所	10	17	15	42 (3.7%)	1,143
保険薬局	26	32	24	82 (5.1%)	1,617
歯科技工所	1	1	3	5 (4.8%)	105
合計	232	331	231	794 (6.3%)	12,689

(参考2) 特定保険医療材料価格調査の業務分担

厚生労働省	請負業者	都道府県
調査企画及び調査実施 ・調査要領作成 ・調査票作成 ・調査客体名簿作成(全損地域等除外含む)	調査に付随する業務 ・調査票印刷(H21:大和総合印刷, H19:第一印刷) ・製品リスト作成(H21, H19:医療情報システム開発センター) ・価格調査用プログラム作成、データ集計(H21:医療情報システム開発センター, H19:富士テレコム) ・都道府県への調査票梱包、発送(H21, H19:協新流通デベロッパ) ・回答用CD-R作成(H21, H19:シーディーエス) ・紙回答(購入サイド)のパンチ入力(H21:日比谷情報サービス, H19:イマージュ)	調査に付随する業務 ・調査客体への発送(特定被災区域に関する調査協力確認含む)及び回収

※平成23年度はまだ契約を行っていないため、請負業者は平成19, 21年度実績。

(参考)

平成21年度に実施した特定保険医療材料価格調査について

1. 趣旨

材料価格基準改正の基礎資料を得ることを目的として、特定保険医療材料について、保険医療機関、歯科技工所及び保険薬局に販売する医療機器販売業者の販売価格及び一定率で抽出された医療機関等での購入価格を調査。

2. 調査期間

平成21年5月から同年9月取引分を対象として、平成21年10月1日から同年10月31日の間で実施（ただし、ダイアライザー、フィルム、歯科材料及び保険薬局調査分については、平成21年9月取引分のみを対象）。

3. 調査の対象及び客体

(1) 販売サイド調査（回収率68.0%）

保険医療機関に特定保険医療材料を販売する医療機器販売業者の全数
調査客体数 6,368 客体

(2) 購入サイド調査（回収率61.0%）

① 病院及び一般診療所（歯科診療所を除く。以下同じ。）の全数を対象とし、以下のように抽出された病院及び一般診療所を客体とする。

ア 病院の全数から層化無作為抽出法により4分の1の抽出率で抽出された病院。

調査客対数 2,195 客体(回収率66.3%)

イ 一般診療所の全数から層化無作為抽出法により80分の1の抽出率で抽出された一般診療所。

調査客体数 1,261 客体(回収率51.6%)

② 歯科診療所の全数を対象とし、層化無作為抽出法により60分の1の抽出率で抽出された歯科診療所。

調査客体数 1,143 客体（回収率55.6%）

③ 歯科技工所の全数を対象とし、層化無作為抽出法により60分の1の抽出率で抽出された歯科技工所。

調査客体数 105 客体（回収率38.1%）

④ 保険薬局の全数から、層化無作為抽出法により30分の1の抽出率で抽出された保険薬局。

調査客体数 1,617 客体(回収率66.4%)

4. 調査事項

材料価格基準に記載されている特定保険医療材料の品目ごとの販売（購入）価格及び販売（購入）数量を調査。